



決 裁	会 長	事 務 局	

建管第303号

令和2年(2020年)6月2日

建設業者団体の長 様

別紙1

北海道建設部長

新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針(令和2年5月29日)について日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道ではこの度、本道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針を策定しました。

この中で6月1日以降は、外出の自粛などについて段階的に緩和することとしていますが、道内の厳しい感染状況等を踏まえ、「新北海道スタイル」の実践などにより、当面は慎重な対応を求めていますので、御協力をお願いします。

また、今後も「見えない感染」の広がりを念頭におき、「第3波は必ずくる」という想定で、対策を進めていくことが重要となります。

つきましては、これらの趣旨について貴団体の建設業者に対し、周知いただきますよう、御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針(令和2年5月29日)について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針(令和2年5月29日)

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年(2020年)5月29日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針(令和2年5月29日)
について(通知)

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご理解をいただいていることにお礼を申し上げますとともに、外出自粛や休業要請など、緊急事態宣言等に基づくこれまでの措置に対するご協力について、重ねて感謝申し上げます。

本日、本道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針を別添のとおり策定したのでお知らせします。

6月1日に、全ての施設の休業要請を解除するとともに、外出自粛やイベントの開催制限について段階的に緩和することとしました。一方、施設の使用制限については、道内の厳しい感染状況等を踏まえ、「新北海道スタイル」の実践など感染防止対策を十分に行っていただくことを前提に、準備が整った施設から順次再開いただくなど当面の間は慎重な対応をお願いします。

また、今後も「見えない感染」の広がり念頭におき、第3波は必ずくるという想定で対策を進めていくことが重要となります。引き続き、感染拡大防止の取組へのご理解、ご協力をお願いします。

記

(送付資料)

・新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針(令和2年5月29日)

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルス感染症対策チーム総括班
電話：011-206-0143